

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注												
		有資格者を配置した場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は 配置すべき 従事者(児 童発達支 援責任者 を除く)の員 数が基準に 満たない場 合(1日につ き)	児童発達支 援責任者の 員数が基準 に満たない 場合(1日につ き)	通所支援計 画が作成さ れない場合	開所時間減 算	自己評価結 果等未公表 減算	身体拘束実 施未実施減 算	児童指導員 等加配加算 (Ⅰ)(1日につ き)	児童指導員 等加配加算 (Ⅱ)(1日につ き)	看護職員 加配加算 (1日につ き)	共生型サ ービス体制強 化加算		
イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)に授 業終了後 に行う場 合	(1)区分1 の1	(一)定員10人以下 (656単位)	+9単位							(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +209単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +155単位 (3) その他 の従事者の 場合 +91単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +209単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +155単位 (3) その他 の従事者の 場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位		
		(二)定員11人以上20人以下 (440単位)	+6単位							(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +139単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +103単位 (3) その他 の従事者の 場合 +61単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +139単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +103単位 (3) その他 の従事者の 場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位		
		(三)定員21人以上 (331単位)	+4単位							(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +84単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +62単位 (3) その他 の従事者の 場合 +36単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +84単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +62単位 (3) その他 の従事者の 場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位		
	(2)区分1 の2	(一)定員10人以下 (645単位)	+9単位								(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +209単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +155単位 (3) その他 の従事者の 場合 +91単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +209単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +155単位 (3) その他 の従事者の 場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下 (431単位)	+6単位								(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +139単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +103単位 (3) その他 の従事者の 場合 +61単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +139単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +103単位 (3) その他 の従事者の 場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三)定員21人以上 (324単位)	+4単位								(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +84単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +62単位 (3) その他 の従事者の 場合 +36単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +84単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +62単位 (3) その他 の従事者の 場合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(3)区分2 の1	(一)定員10人以下 (609単位)	+9単位								(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +209単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +155単位 (3) その他 の従事者の 場合 +91単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +209単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +155単位 (3) その他 の従事者の 場合 +91単位	イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二)定員11人以上20人以下 (405単位)	+6単位								(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +139単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +103単位 (3) その他 の従事者の 場合 +61単位	(1) 専門職 員(理学療法 士等)の場合 +139単位 (2) 児童指 導員等の場 合 +103単位 (3) その他 の従事者の 場合 +61単位	イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	

ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1,744 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人	(1,458 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +293単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人	(1,255 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位	イ 288単位 ロ 572単位
	(四)定員8人	(1,101 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人	(982 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人	(887 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ 200単位 ロ 400単位
	(七)定員11人以上	(681 単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ 133単位 ロ 266単位

ハ(2) 重症心身障害児に休業日を行う場合	(一)定員5人	(2,024単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +418単位 (2) 児童指導員等の場合 +309単位 (3) その他の従業者の場合 +182単位	イ 400単位 ロ 800単位
	(二)定員6人	(1,694単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +348単位 (2) 児童指導員等の場合 +293単位 (3) その他の従業者の場合 +152単位	イ 333単位 ロ 666単位
	(三)定員7人	(1,457単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位 (2) 児童指導員等の場合 +221単位 (3) その他の従業者の場合 +130単位	イ 286単位 ロ 572単位
	(四)定員8人	(1,280単位)			4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100		(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位 (2) 児童指導員等の場合 +193単位 (3) その他の従業者の場合 +114単位	イ 250単位 ロ 500単位
	(五)定員9人	(1,142単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位 (2) 児童指導員等の場合 +172単位 (3) その他の従業者の場合 +101単位	イ 222単位 ロ 444単位
	(六)定員10人	(1,032単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位 (2) 児童指導員等の場合 +155単位 (3) その他の従業者の場合 +91単位	イ 200単位 ロ 400単位
	(七)定員11人以上	(804単位)					(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位 (2) 児童指導員等の場合 +103単位 (3) その他の従業者の場合 +61単位	イ 133単位 ロ 266単位
ニ 共生型放課後等デイサービス給付費	(1)授業終了後に行う場合							イ 児童管かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位 ロ 児童管の場合 +103単位 ハ 保育士又は児童指導員の場合 +78単位
	(2)休業日に行う場合							
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	(1)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)	(一)授業終了後に行う場合	(530単位)	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	
		(二)休業日に行う場合	(654単位)	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	
	(2)基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)	(一)授業終了後に行う場合	(427単位)					
		(二)休業日に行う場合	(551単位)				4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度) (1回につき35単位を加算)

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)
(1回につき150単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)
※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)

特別支援加算
(1日につき54単位を加算)

強度行動障害児支援加算
(1日につき155単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(III)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(IV)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(V)	(1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(VI)	(1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき54単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき37単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +37単位
注2 同一敷地内の場合 ×70/100
注 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児 (重症心身 障害児を 除く)の 場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心 身障害児 の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(I)	(1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(II)	(1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき 所定単位×81/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき 所定単位×59/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき 所定単位×33/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき 十八の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき 十八の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算
(1月につき 所定単位×11/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可